

申込書

令和8年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構本部
契約担当役 殿

住 所
申請者 商号又は名称
代表者氏名

印

契約件名：タクシー利用契約

公募期間：令和8年2月6日～令和8年3月6日（12時）

| 必 要 な 資 格 | 回 答 |
|---|----------------------------------|
| 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。 | 該当する者である ・ 該当しない者である |
| 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生（再生）手続開始の決定を受けた者を除く。 | 申立てがなされている者である ・ 申立てがなされている者ではない |
| 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、独立行政法人国立高等専門学校機構が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 | 当該状態が継続している者である ・ 継続している者ではない |
| 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条1項に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和7年1月）の「旅客輸送（自動車）」の基準を満たしていること。 | 満たしている ・ 満たしていない |
| 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。 | 取引停止措置を受けている ・ 受けていない |
| 関東運輸局長から一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可並びに運賃及び料金の認可を受け、営業区域が「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稻城市及び町田市」であること。 | 左記に該当する者である ・ 該当しない者である |

| 参 加 条 件 | 回 答 |
|---|-------|
| 24時間配車可能のこと。 | 可 ・ 否 |
| 料金後払いチケットが使用できること。 | 可 ・ 否 |
| 本利用契約に係る事務手数料（受託手数料、年会費等）がかからないこと。 | 可 ・ 否 |
| タクシーチケットは受注者の負担において作成すること。 | 可 ・ 否 |
| 当機構から料金後払いタクシーチケットの請求があった際に必要な数量を10営業日以内（請求日含む）に納入可能のこと。 | 可 ・ 否 |
| タクシーチケットには以下の内容を記載するものとする。 ア 乗車区域「特別区、武蔵野市及び三鷹市」又は「八王子市、日野市、多摩市、稻城市及び町田市」 イ 使用期限（令和9年3月31日） | 可 ・ 否 |

添付書類：

- ①関東運輸局長が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の経営許可書の写し
②関東運輸局長が発行する一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可書の写し

本件責任者 本件事務担当者

部署名： /
氏名： /
電話番号： /

※押印を省略する場合には「本件責任者及び本件事務担当者」欄も記載すること。